

東労発基0331第23号の2
平成29年3月31日

東京経営者協会 会長 殿

東京労働局長



陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策の推進について（協力要請）

～荷役5大災害の防止対策の徹底～

貴団体におかれましては、労働基準行政の推進につきまして、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記につきましては、別添1のとおり、厚生労働省労働基準局安全衛生部長から、平成29年3月16日付け基安発0316第2号をもって、各関係団体の長宛て要請されたところです。

さて、東京労働局では、平成25年度から平成29年度を計画期間とする東京労働局第12次労働災害防止計画において、休業4日以上労働災害（以下「労働災害」という。）の発生件数を年間8,000件を下回ることを目標として同計画の推進を図っているところですが、平成28年の労働災害発生件数は、平成29年2月末速報値で9,325件となり、前年同期の9,116件より2.3%の増加となっております。同じく、陸上貨物運送事業（陸上貨物運送業及び道路貨物運送業。以下「陸運業」という。）の労働災害発生件数は、同速報値で973件となり、前年同期の905件より全体の増加率を3倍以上上回る7.5%の増加となっております。このような状況のため、上記計画の目標の達成は、今後相当の努力をしなければ極めて困難な状況となっております。

また、陸運業の労働災害の約70%は荷の積み込み、積み卸し等の荷役作業時に発生していることから、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（平成25年3月25日付け基発0325第1号。以下「荷役ガイドライン」という。）を策定し、その防止対策を推進しているところです。荷役ガイドラインにおいては、陸運業の事業者（以下「陸運事業者」という。）の取り組むべき事項の他、荷主・配送先・元請事業者等（以下「荷主等」という。）が、陸運事業者の労働者の荷主等の事業場で行う荷役作業による労働災害を防止するために協力実施する事項が示されています。

今般、独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所における調

査等により、陸運業の荷役作業における死亡労働災害では、別添パンフレットのとおりに、①墜落・転落、②荷崩れ、③フォークリフト使用時の事故、④無人暴走及び⑤トラック後退時の事故（以下「荷役5大災害」という。）が約80%を占めること、保護帽の着用等荷役ガイドラインに示されている基本的な措置事項が実施されていないことが明らかとなったところです。

つきましては、荷役5大災害を防止するため、荷役ガイドラインに示す事項等のうち、陸運事業者及び荷主等が特に重点的に確認・実施する事項を別紙チェックリストに取りまとめましたので、貴団体傘下関係事業者等に対しての同内容の周知・徹底について特段の御配慮を賜りますようお願いいたします。

<参考>

なお、パンフレット及びチェックリストについては、以下のURLからも入手できます。

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000139559.html>)

別添の関係団体の長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部長

陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策の推進について
～荷役 5 大災害の防止対策の徹底～

陸上貨物運送事業（以下「陸運業」という。）における労働災害防止対策については、平成 25 年度から平成 29 年度を計画期間とする第 12 次労働災害防止計画において、平成 29 年の休業 4 日以上労働災害発生件数を平成 24 年に比して 10%以上減少させることを目標として推進しているところですが、平成 28 年の労働災害発生件数は、平成 29 年 2 月速報で、0.4%の増加となっており、目標の達成は、今後相当の努力をしなければ極めて困難な状況となっています。

陸運業における労働災害の約 70%は荷の積み込み、積み卸し等の荷役作業時に発生していることから、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（平成 25 年 3 月 25 日付け基発 0325 第 1 号。以下「荷役ガイドライン」という。）を策定し、その防止対策を推進しているところです。荷役ガイドラインにおいては、陸運業の事業者（以下「陸運事業者」という。）の取り組むべき事項の他、荷主・配送先・元請事業者等（以下「荷主等」という。）が、陸運事業者の労働者の荷主等の事業場で行う荷役作業による労働災害を防止するために協力実施する事項が示されています。

今般、独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所における調査等により、陸運業の荷役作業における死亡労働災害では、別添パンフレットのとおり、①墜落・転落、②荷崩れ、③フォークリフト使用時の事故、④無人暴走及び⑤トラック後退時の事故（以下「荷役 5 大災害」という。）が約 80%を占めること、保護帽の着用等荷役ガイドラインに示されている基本的な措置事項等が実施されていないことが明らかとなったところです。

については、荷役 5 大災害を防止するため、荷役ガイドラインに示す事項等のうち、陸運事業者及び荷主等が特に重点的に確認・実施する事項を別紙チェックリストに取りまとめましたので、傘下関係事業者等に対する周知・徹底について特段のご配慮をお願いいたします。

<参考>

なお、パンフレット及びチェックリストについては、以下の URL から入手できます。

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000139559.html>)